

一般社団法人 日本綿業倶楽部定款

(令和8年5月21日改定)

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本綿業倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、綿業及びその他事業に関する会員の相互の交流を図り、各関連団体と協調して社会的、文化的活動に関する事業を行い、綿業及び社会各界の発展に寄与することを目的とする。また、歴史的建造物である綿業会館の維持、保存を行い、その文化的価値を広く普及させる活動を行うことも目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 綿業及びその他事業に関する会員の親睦及び交流を図る
 - (2) 講演会、諸集会、行事等の開催、及び会報誌の発行
 - (3) テナント賃貸、貸会議室業務
 - (4) 綿業会館の維持、管理、運営
 - (5) 綿業会館の館内案内の実施による文化的価値の紹介及び普及活動
 - (6) 綿業業界等、関連団体との連絡及び協調
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同して、次条の規定により入会した法人、団体又は個人をもって構成する。

2 この法人に次の会員を置く。

(1) 法人代表会員

この法人の「事業」に賛同して入会した法人又は、団体の（会員登録上の）代表者1名。

(2) 法人指定会員

法人代表会員を有する法人又は団体に属する者で、法人代表会員以外に入会される者（複数可能）。

(3) 個人会員

この法人の「事業」に賛同して入会した個人。

(4) 個人特別会員

個人会員の資格で入会した会員が、事情（転勤、体調不良等々）によりこの法人の「事業」への参加が困難と理事会が認定した者。

3 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、現会員1名以上の紹介を得て、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の会員にあっては、代表会員1名を定め、会長に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎月、会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 総会において、除名と決定された会員に対しては、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失及びそれに伴う権利及び義務)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、また義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに

通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、専務理事が総会の議長を務める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は総会に出席する他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員のうちから総会の決議によって選任する。

2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、会長を補佐し、業務を執行するとともに、会長に事故があるとき又は欠けたときは、職務を代行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること

ができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第26条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 評 議 員

(評議員)

第27条 この法人に、15名以上20名以内の評議員を置く。

なお、この評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の評議員に該当するものではない。

2 評議員は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

3 評議員は、会員のうちから総会の決議によって選任する。

4 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5 評議員は、無報酬とする。

第7章 顧 問

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を3名以内置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べるができる。

4 顧問は、議決権を有せず、また入会金及び会費の納入の義務はないものとする。

第8章 理 事 会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、専務理事が理事会の議長を務める。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は柴田稔、最初の専務理事は南里種司とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。